

# 鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく支援概要 (H30年4月改正)

## < 企業立地事業補助金 >

		地域経済牽引事業	製造業、その他知事が必要と認めた事業、 道路貨物運送業 (特定の製造業と密接な関係のあるものに限る)		自然科学 研究所、 技術者研修所	ソフトウェア業、 機械設計業、 デザイン業、 コンテンツ事業	情報処理・ 提供サービス業
			特定製造業				
補助要件	投資額 ※投下固定資産額(A) +賃借料(5年分)	1億円超 ※県内中小企業は 3千万円超	1億円超 ※県内中小企業は 3千万円超	1億円超 ※県内中小企業は 3千万円超	3千万円超	3千万円超	3千万円超
	増加する 常時雇用労働者数	10人以上 ※県内中小企業は 3人以上 (65歳以上の者を含む)	10人以上 ※県内中小企業は 3人以上 (65歳以上の者を含む)	10人以上 ※県内中小企業は 3人以上 (65歳以上の者を含む)	技術者等5人以上 (コンテンツ事業は技術者以外でも可) ※県内中小企業は3人以上 (65歳以上の者を含む)		(含パート) 20人以上 ※県内中小企業は 65歳以上の者を含 む
補助金額	投下固定資産額 (空工場改修費を含む。)	A×10%	A×10%	A×20%	A×20%	A×10%	A×10%
	賃借料 (リース料を含む。)	操業開始から1年間の賃借料50/100 (注)期間5年間以上のものに限る。5年間の賃借料を投資額とみなし、要件を満たす場合を対象とする。					
	県中部地震復興支援	被災地域内(倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町)に本社等を持つ県内中小企業(県外に親会社等を持つ企業を除く)で、県中部地震により被災した者が被災地域内で行う平成31年3月31日までに認定を受けた事業(特定製造業を除く)については、基本補助率による補助額に加え、投下固定資産額の5/100と初年度賃借料の25/100の合計額(0.5億円を上限)を加算					
	補助金限度額	5億円	5億円	15億円	10億円	5億円	2億円
加算措置 対象 補助金額 限度額	知事特認	限度額 5億円	●鳥取県経済再生成長戦略における戦略的推進分野に該当する事業で知事が特に認めたもの。 ・投下固定資産額の5/100と操業開始から1年間のリース料の25/100の合計額 ●上記事業に該当する事業であって、①製造、開発等を集約する拠点、②海外工場等の全部又は一部の県内への移転に伴う事業で知事が特に認めたもの。 ・投下固定資産額の10/100と操業開始からの1年間の賃借料の50/100の合計額				
	先進技術・ 県内資源	限度額 5億円	●①先進的技術、②県内の資源を活用する事業で知事が特に認めたもの。(上記知事特認との併用不可) ・投下固定資産額の5/100と操業開始から1年間の賃借料の25/100の合計額				
	県内バリュー チェーン構築	限度額 5億円	●成長分野(自動車・航空機・医療機器等)の既立地企業等が行う製造工程において、高度な技術が必要な工程の一部を担う県外中小企業が行う事業で知事が特に認めたもの。(加算措置対象者には県内中小企業の補助要件を適用。他の加算措置との併用不可。) ・投下固定資産額の10/100と操業開始からの1年間の賃借料の50/100の合計額				
	リスク分散	限度額 5億円	●大規模災害の発生地域又は今後発生の懸念がある地域にある工場等がある場合、事業活動の継続性を高めるために行う県内への 新規設事業[現工場等がある対象地域]・今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%以上とされている地域 ・南海トラフ地震防災対策推進地域 ・投下固定資産額の5/100と操業開始から1年間のリース料の25/100の合計額				
	中山間地域	限度額 5億円	●工場等を中山間地域へ立地する場合であって、中山間地域の活性化に資する事業の場合で、知事が特に認めたもの。 ・投下固定資産額の10/100と操業開始から1年間の賃借料の50/100の合計額				
	本社移転・ 国内進出	限度額 5億円	●①三大都市圏又はリスク分散加算対象地域からの本社機能移転等を伴う事業、②海外企業が行う事業(鳥取県経済再生成長戦略における戦略的推進分野に限る)で、知事が特に認めたもの。 ・投下固定資産額の10/100と操業開始から1年間の賃借料の50/100の合計額				
	県内 中小企業	限度額 5億円	●県内に本社を有し、操業後7年経過している中小企業が行う、提供する製品・サービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業で知事が特に認めたもの。 ・投下固定資産額の10/100と操業開始から1年間のリース料の50/100の合計額				
	国補助金	限度額 2億円	●CO2排出量削減効果のある設備への投資 ※環境省交付決定事業が対象 ・当該設備に係る投下固定資産額の1/3 ※この場合、当該固定資産額は他の項目の補助対象としない。				
加算額の合計 限度額		上記の加算が複数なされる場合の加算額の合計は15億円を限度とする。(賃借料は100/100を上限とする。)					
交付方法		・単年度の補助金交付額は、5億円を限度とする。 ・投下固定資産額に対する補助率の上限は、40/100とする。					

## < 次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金 >

対象業種・雇用要件	ア 情報処理・提供サービス業 20人以上(パート含む) イ ソフトウェア業、デザイン・機械設計業等 5人以上(技術者等) ウ コンテンツ事業 3人以上 エ 一般事務・会計事務、事務用機器操作事務 5人以上 ※県内中小企業は65歳以上の者を含む
補助対象経費	① 事業所の賃借に要する費用 ② 設備の賃借に要する費用
補助率・補助期間	50%・5年間
補助限度額	ア及びイに掲げる事業 1,500万円/年 ウ及びエに掲げる事業 1,000万円/年 ※1年ごとの実績払い